

午前9時00分 開会

傍聴人2名入室

1. 地方自治法の一部改正について

【河崎会長】 第180回国会において、地方自治法の一部改正が成立した。本協議会では「会期」や「政務調査費」について検討を延期していたが、関連するので本日議題としたい。事務局から説明を求める。

※事務局次長及び議事担当係長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 質疑等はあるか。

【窪委員】 資料の内容だけでは理解が追いつかない。

【河崎会長】 事務局から改正内容について、補足の説明を求める。

※議事担当係長から資料1に基づき、改正内容について補足説明。

【河崎会長】 少し理解が深まったかと思うが、質疑等はあるか。

【中村副会長】 地方議会の会期で「長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除される」と記載があるが、正当な理由とはどの程度の範囲なのか。ただ届け出ればよいとの記載になっているが、届け出れば一方的に認められる制度なのか。

【議事担当係長】 まだ実例の積み上げもないので、正当な理由の範囲は現時点ではわからない。そもそも長等の議会への出席というのは、一般質問においては答弁者との位置づけもあるが、長が提出した議案の説明である。全国市議会議長会にも確認したが、極端なことを言えば、提出議案のない場合の最終日の本会議には市長の出席は必要ないとの解釈をもらったこともある。開催がふえることに伴い、過度の負担を負わせることがないようできた規定と解釈している。

【中村副会長】 「通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める」とあるが、先行して通年議会を導入している自治体もだいたい各市議会が定例会を開催している時期に議会を開催していて、ランダムにいつでもやっているということではないと思う。通年議会になったから極端に会議がふえることは考えづらい。会議がふえるから理事者側は出席しなくてよいとなってしまうと、通年議会を選ぶことが議会にとってマイナスになることが危惧される。慎重に検討したい。

【窪委員】 議会とは、首長が出した議案に対し、議員が審議し賛否の結論を出すというイメージである。通年議会にして議員にできることは、議員提出議案もあるが、一般質問の日時を長くするというイメージだが、どうとらえればよいか。

【議事担当係長】 通年議会にすることにより議題がふえて、審議する日程をふやすというイメージは持ちにくいと思う。

【中村副会長】 通年の会期にすれば、議長の判断で必要があればいつでも再開でき、事実上議長に議会の招集権を与えたのと同じ形になる。議会がより能動的に物事を扱えるようになる点で一步前進である。委員会を閉会中に開催したいと提案したりしているが、会期などのハードルがありなかなかできないが、通年議会になれば会期中になるので、委員長の判断で必要に応じて委員会を開催できる。行政側に来てもらわなくても議員だけで集まり話し合ってもよい。通年の会期を選択すれば現状よりはやりやすくなる。

【議事担当係長】 補足であるが、通年議会を選択すると議長に開会の権限が常に存在することになるので、逆に長に会議の開催請求権が与えられる。裏返しの関係となる。また、専決処分をする理由はなくなるので、例えば市税条例等の改正は年度末に法令改正が行われる性質上3月31日に専決処分されているが、その日にも本会議を開催する必要が出てくる。

【井上委員】 予算や決算の審査で時間がかかる委員会を、2日に分けて行うといったことがやりやすくなるのか。

【議事担当係長】 通年議会にした場合の定例日の設定の仕方の問題であり、この改正によりできるようになるということではない。現行でも議会が議決を持って会期を議決している。

【井上委員】 今でもできるという解釈か。

【議事担当係長】 市側との一定の調整は必要になる。

【井上委員】 「本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができる」とあるが、どういうことが想定されるのか。

【議事担当係長】 過去に委員会で参考人を招致した事例として、政務調査費の交付に関する条例の審査時に5名程度の参考人を呼んで、第三者としての意見を聴取したことがある。それを所管の委員会のみならず、本会議に招致して議員全員でその意見を聴取するということが考えられる。

【窪委員】 議場で意見聴取となると参考人は演壇から意見を述べるのか。そうするとどちらから質問するかは別にして、必然的に対面式演壇が必要になってくるのではないか。法律が改正されたため、次の定例会で招致する可能性はゼロではない。本会議場のレイアウトも検討していかなければならないのではないか。

【議事担当係長】 本会議での活動に合わせて議会の設備は整えなければならない。そういった設備が必要ということになれば、運営方法も合わせて考慮する必要がある。

【事務局長】 運営の仕方であるので、現在の登壇方式で行うと議会運営委員会で合意されれば、現在の登壇方式を活用することも十分可能である。

【赤嶺委員】 今後条例改正が必要になるが、具体体によどのようなスケジュールを考えているのか。

【議事担当係長】 委員会条例、会議規則の改正と政務活動費に関する改正があるが、どちらについてか。

【赤嶺委員】 法改正の内容を大和市議会で行えるようにするには、条例の改正が必要になるのではないか。

【議事担当係長】 各派代表者会で改正内容を情報共有し、議案として議決をもって変更することになるので、議会運営委員会に案を示して各会派で意見を交わして調整を行う。委員会付託の有無もその時協議してもらおう。政務活動費に関する改正も大きな流れは同じであるが、波及の大きい部分があり、市議会議長会でも検討会を設置という話になっているが、その進捗状況については懸念している。

【中村副会長】 会期については本協議会でも通年議会を提案している会派も多いので、本協議会の中で検討すべき内容であり、基本条例に盛り込む内容と考えている。

今回の改正で、会議規則で定めることとされている事項はあるか。

【議事担当係長】 委員の選任等については、委員会条例を改正することとなる。「本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする」が会議規則で定めることになる。

【中村副会長】 ほかの部分ほどの条例で定めてもよいのか。

【事務局次長】 政務活動費については、政務調査費の交付に関する条例及び規則があるので、その一部改正という手法をとることになると思う。委員会条例、会議規則、政務調査費の交付に関する条例については早急に改正する必要がある、できれば12月定例会に議案を上程したい。議会運営に関する改正については9月5日に施行されているので、早急に改正する必要がある。一方で政務活動費については、市議会議長会から見解が示されるのに時間がかかりそうなので、場合によっては3月定例会にずれ込む可能性がある。それ以外の改正は、本協議会で検討している事項もあるので、その検討とあわせて代表者会で諮って決めていくものと考えている。

【中村副会長】 あえて一緒にするとややこしいものは別にして、今後条例で定めていくものは、可能であれば基本条例に全部入れてしまえば見るときにわかりやすいし、体系としても理解しやすい。

【河崎会長】 どこの条例や会議規則で詳しい内容が書かれているかを基本条例に位置づけたいということか。

【中村副会長】 そういうことである。

【大波委員】 今回の自治法改正が議会基本条例に影響する部分、個別条例に影響する部分という区分がきちんとしていないと、何をやっていいのかわからない。すでに施行されている部分とこれから施行される部分があり、明確に区分けをしてもらいたい。

【事務局長】 何を議会基本条例に盛り込むのか、今まさに検討している最中であり、現段階でどの部分が基本条例でどの部分がその他の条例という区分けをするのは、少し拙速ではないか。

【大波委員】 こういう改正があったと認識しておくだけでよいのか。

【事務局長】 今回の自治法改正の内容を踏まえて議論をしてもらえればありがたい。

【山本委員】 現在定例会の開催は年4回と定めた条例があると思うが、通年議会にする場合は、その条例を改正する形が自然なのか、基本条例で通年議会にすると定めて、定例会の回数を定めている条例において定例日を定めるという形が自然なのか。

【議事担当係長】 選択になってくる。

【山本委員】 この場での協議で決めていくことになるのか。

【議事担当係長】 この協議会での意見、それを受けての代表者会での意見、それを議案にして議会に上程するので、最終的な決定は本会議での議決をもってとなる。

【中村副会長】 会議規則は重い規程であるので、地方自治法において会議規則で定めるとされている事項は、条例では定められないのか。

【議事担当係長】 会議規則は規則ではあるが独特の位置づけを持っている。条例と違って直接請求権も及ばないという議会の根本をなす規則であるので、会議規則で定めるとされているものは会議規則で定める必要がある。

【中村副会長】 今回の改正のうち、本会議における公聴会の開催、参考人の招致は会議規則で定める必要があるのか、議会基本条例で検討する余地はないということか。

【議事担当係長】 理念を示すといったことはできるのではないのか。

【河崎会長】 通年議会にした場合の定例日についても基本条例で定めてもよいが、現状、定例会の回数を定めることに関係する条例等は何かあるか。

【議事担当係長】 地方自治法第 102 条の規定により、大和市議会定例会の回数を定める条例があり、年 4 回と定めている。当該条例に基づき大和市議会定例会規則があり、「定例会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月に招集するのを常例とする」と定めている。

【河崎会長】 仮にこれらの規定を基本条例に盛り込むとすると、当該条例、規則の必要性はなくなるか。

【議事担当係長】 新たな位置づけがなされるのなら、必要なくなるので、廃止する条例、廃止する規則をもって廃止する必要がある。

【窪委員】 再議制度で「一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する」と記載があるが、本市では現在、総合計画は議決事件ではなかったと思うが、どういうことか。

【議事担当係長】 自治法第 96 条第 2 項の規定により、議決事件を追加することができる。一方で長の再議の対象は条例、予算に限られており、議決事件を追加した部分の再議というのが制度的にカバーできていなかった。その部分についても再議ができるようになった。

【窪委員】 議会が議決権を拡大したのに対して、首長は再議できるということか。

【議事担当係長】 そのように対応した関係である。

【窪委員】 議会が総合計画を議決案件と決めれば、議決案件になることでよいか。

【議事担当係長】 この例示はそのようなことを想定している。

【窪委員】 議会が議決案件を拡大する場合は、どのような手続きとなるのか。

【議事担当係長】 先日、本協議会で協議され、仮置きされた議決事件の条項を基本条例で定めることにより、議決事件を拡大していくことができる。長はそれに対して再議を求めることが可能になる。

【窪委員】 現時点では議決事件として具体的にない案件でも、将来的に何かあった場合に議決案件にすることが可能なのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【窪委員】 国等による違法確認訴訟制度の創設は、今までこういう制度はなかったのか。自治体は現制度で、国等の違法に対し訴えることができるのではないか。

【議事担当係長】 阿久根市の関係で規定されたと聞いている。

【窪委員】 沖縄にかかわって、米軍基地を拡張する場合に県知事が了承しないと収用できないという関係などがかわり、内容的には大きな問題ではないかと思うが、承知しているか。

【事務局長】 詳細については承知していない。

【窪委員】 地方自治体は国を訴えることができる認識でよいか。

【議事担当係長】 承知していない。

【窪委員】 国が地方自治体を訴えることができると新しく追加されることには問題があるので、あえて聞いている。

【事務局次長】 現在は資料 1 の内容程度しか情報がない。詳細については、できれば全議員を対象に、早ければ 11 月、遅くても来年 1 月ぐらいには勉強会等を開催したいと考えている。

【河崎会長】 先ほどの議決事件の話に関連して、現在、議決事件として仮置きしている条文に、長が再議を求めることができるということを規定する必要があるか。既に自治法で規定されているので必要ないか。

【議事担当係長】 議会基本条例であり、議会運営の基本的なルール、理念を示していく中では、長側が法改正によって持った権限であるので、基本条例で規定することはいかがかと思う。

【河崎会長】 地方議会の会期については、通年議会を選択して今まで課題だったことに対応するのか、臨時議会の招集権が議長に付与されたというところで対応するのか、2つの選択肢がある。本日説明を受けたばかりですぐに結論を出すのは難しいかもしれないので、それぞれ会派に持ち帰り、方向性を決めてきてもらいたい。

どちらかを選ぶことによる課題等があれば出してもらえると、会派に持ち帰ったときに議論の参考となる。何かあるか。

【窪委員】 現行では、議会の開会中は議員も理事者側も制約があると思うが、通年議会になるとその制約はどのようになるのか。

【議事担当係長】 議員は招集された場合に来なければならないという義務がある。長側も地方自治法第121条で出席義務が課されている。

【窪委員】 招集されれば出席できる場所にいななければならないので、例えば市長の県外出張には制約がかかるし、海外出張はできないことになるか。

【河崎会長】 正当な理由があればよいのではないか。

【窪委員】 現行ではどうなっているか。

【議事担当係長】 会期が設定されていて会議予定が入っていれば、議員は応招しなければならないという義務が課される。長側にも出席義務が課されている。

【中村副会長】 窪委員が聞きたいのは、会期中の休会日についての制約が現在どうなっているかではないか。

【議事担当係長】 5日以上長期に渡って住所地を離れる場合は、議長に届け出なければならない。急遽臨時会を開く必要が生じたときに、議員がそれに応えられるかを把握しておく必要があることから、そのような規定はある。

【窪委員】 それは会期中ではなく、1年を通しての話ではないか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 すぐに議会に諮って審議しなければならない事態が生じた場合は、急遽招集されることもあり得るが、そのような突発的な事態はなかなか起こらない。事前に連絡があって、日程調整をした上で議会が招集されると考えている。

【河崎会長】 通年議会でない現行でも、5日以上住所地を離れる場合の規定がある。通年議会を導入することで大きな変更はないと考えてよいのではないか。

【議事担当係長】 大きな意味での違いはないのかもしれない。

【山田委員】 臨時会の招集権が議長に付与されたので、通年議会にしないで臨時会で対応するとの選択肢があるとの話であるが、臨時会は、まずは長に招集請求をして長が招集しないときに、議長が招集できるとのことなので、時間がかかる。専決処分は時間がないから行われるのであり、議長が臨時会を招集できるようになったから専決処分がなくなるということにはならないのではないか。

「長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義

務が解除される」というのは通年議会を選んだ場合についてか。通年議会を選ばなくても適用されるのか。

【河崎会長】 現行では市長が招集しているので、今はあり得ない。

【中村副会長】 具合が悪くなることはある。それは正当な理由として認められる状況ではないか。ここに記載されている正当な理由とは、それと同様に考えてよいか。

【議事担当係長】 大きな考え方としてはそのとおりだと思う。

【大波委員】 通年議会にしたとして、長から議案が出てこなければやりようがない。皆、通年議会がよいようなイメージを持っているかもしれないが、実際はそうではない。

【中村副会長】 多分そんなに変わらないと思う。通年議会を選んでも定例日を設定することになっているので、それにあわせて長側は議案を出してくると思う。ただ、閉会中に大変なことが起こって、議会として集まり決議を出したいといった場合に、臨時会の開催にはステップを踏まなければならないので、議会が必要なときには自ら集まって自ら提案した議案を自らが議決できるという形をとっておくことは、議会改革や二元代表制の上では大きな制度と考えている。

【赤嶺委員】 正当な理由とは、何をもって正当と判断されるのか。

【議事担当係長】 改正されたばかりで、法解釈を含めこれからわかってくると思う。ただ、通常考えられるのは、先ほど副会長が述べた例が代表的だと思う。

【河崎会長】 通年議会に関しては、先駆的に行ってきた三重県議会の議長が、メリットとして予算編成の過程でいつでも長側を呼び出して編成状況を聞くことができると述べておられたと記憶している。ただ今回の自治法改正の中では、長等が正当な理由があるときには出席しなくてもよいという条項が盛り込まれた。今までは議会が開かれれば長等は出席しなければならないという解釈であったが、自治法にこの条項が盛り込まれたことで、ある意味で三重県議会などが目指していたものは逆に難しくなるかもしれない可能性を感じている。通年議会にすることでのメリットデメリットは改めて検証する必要があると感じている。

【窪委員】 予算の編成過程に対して、質問ができるのか。

【河崎会長】 シンポジウムで聞いたときには、その点を強調されていた。

【窪委員】 そういうところまでかかわれるのなら、議会の権限がふえ、望ましいことである。

【大波委員】 議会が付議事件を設定できるのか。

【議事担当係長】 予算編成権限は長に専属しており、その権限を侵すような質問はできないが、どのような方針で臨んで、どこまで進捗していて、どんな施策を考えているかを質問できるようになるという意味だと思う。

【大波委員】 臨時の常任委員会を開いて、長側にも出席要求をして、質疑を行うのか。

【河崎会長】 質疑を行うことはできるが、議決することはできない。しかし、編成過程の状況を知り、それに対し意見を述べたり要望できたりする。

【大波委員】 どういう形で考えられるのか。

【議事担当係長】 委員会なのか、代表質問のように本会議で会派代表が行うのか、ただし方は選択である。ただ出席義務の解除が規定されたので、正当な理由として、予算編成中であり忙しいので出席しないということが心配される。

【山本委員】 正当な理由を条例に規定することはできるか。

【議事担当係長】 法律を超える条例制定はできない。

【河崎会長】 将来的に、地方自治法の解釈として事例が列挙される可能性はある。

【山本委員】 事例がないから正当な理由の範囲は誰にもわからないが、条例に規定することはできないので、事例の積み重ね、前例、慣例となるのを待たなければならないことを理解した。

【中村副会長】 四日市市は通年議会を導入しており、視察に行ったときにデメリットを聞いたところ、例えば視察の予定など、なかなか予定が立てにくいとのことであった。今回の法改正にのっとりた形ではこれからの積み上げとなるが、既に導入しているところから情報収集して検討してもよいのではないか。

【井上委員】 委員会視察の場合は公務なので、正当な理由になるのではないか。

【中村副会長】 正当な理由になり、出席できなかつたことにより非難はされないと思うが、出席できなかつたことで自身の発言権が制約されることになる。

【河崎会長】 委員会視察が決まっている日程で、議長が会議を招集するということがあり得ないのではないか。招集するにしても、ある程度日程に余裕を持って招集することが常識的には考えられる。

会期についてはこの辺りまでとして、次回条文などを検討していきたい。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

2. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 開催通知で「分かりやすい議会運営」「政策形成」「議会事務局」「議会図書館」「予算の確保」を協議すると案内している。

まず、「分かりやすい議会運営」では、資料2の65について、条文の検討をすることとなっているが、提案者から案文はあるか。

【大波委員】 案文は作成していない。

【河崎会長】 別途たたき台を用意したので、事務局から配付する。

※事務局から資料を配付。

【河崎会長】 条文案の第1項は鳥栖市の条文を参考にしている。第2項は、候補者とは書けないのでこのような規定としている。第3項で副議長についても同様とすることを規定している。意見等があればお願いしたい。

【山本委員】 監査委員が入っていないが、提案者はそれでよいのか。

そもそも提案は、正副議長、監査委員の選挙の際に所信表明をして公明正大にやるということではないのか。

【大波委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 「選挙」ということに関して、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 議会における選挙は公職選挙法の立候補制の部分を準用していない。そういうことから、例えば本会議で所信表明を行い、行った方だけが候補者であるという運用をすることはできないとの解釈が市議会議長会の法制担当から示されている。会長案はその点をうまく避ける表現と考えている。

【山本委員】 全員協議会室で行うといったことは、別のところで規定するのか。条文

としては規定しないのか。

【河崎会長】 本会議場で行っている議会の事例でも、暫時休憩して行っている例が多い。本市議会は全員協議会で所信を表明しており、今検討している条文案では全協を公開し、委員会は極力インターネット中継をする方向性なので、市民にも公明正大に行われるという方向性をまずは目指したいという考え方である。

【窪委員】 条文案は選出に当たってであるが、所信表明についても求めてきたが、むしろ選出された後、向こう2年間、正副議長としてどういうことをやるのかを表明してもらうことも必要ではないか。

【河崎会長】 それは現在も選挙後に新正副議長が登壇して行われている。

【窪委員】 あいさつ程度である。

【河崎会長】 現状は「あいさつをお願いします」という台詞になっているか。

【議事担当係長】 言葉としては、あいさつである。

【河崎会長】 「所信表明をお願いします」と改めることはできるか。

【議事担当係長】 表現の問題である。

【河崎会長】 現在でも行われていると認識していた。ここでは選出前に所信の表明が必要ということである。

【窪委員】 それもやるべきであるというのは同じである。今のあいさつをもっと充実するよう求めていってもよいのではないか。

【中村副会長】 地方自治法では正副議長は選挙で選ぶことになっているが、立候補した人の中から選ぶということにはなっていない。現在運用で正副議長になろうという方が全員協議会室で所信表明を行っているが、行っていない人が当選しても正副議長になる。現行法の範囲内で規定しようとする、この条文案のような表現にとどめて、あとは運用でやっていくということか。

【河崎会長】 そういう趣旨である。副議長については、鳥栖市は「議長の職務を代行する場合の副議長」としているが、代行しているときだけではないとの思いもあり、第1項及び第2項で正副議長とするところまでは踏み込まず、第3項で入れるのが適切と考えた。

【中村副会長】 現時点ではこれ以上突っ込んだ表現は難しいので、条文案でよいのではないか。

監査委員は議会内の役職ではない理解でよいか。

【議事担当係長】 市長が提案される。正副議長と監査委員とでは性質が違う。

【中村副会長】 農業委員会委員と近いのか。

【河崎会長】 委員会の正副委員長の選出は議会内部で行っているが、市側の附属機関等への選出などは正副議長の選出とは違う部分があるのではないか。

大波委員は所信表明に監査委員が入らないことで納得しているか。

【大波委員】 そのことは大丈夫である。

条文案で「民主的かつ効率的な議会運営」とあるが、「効率的」はいかがか。常に後ろから早く進行しろという間接的な圧力が出てくる。

【河崎会長】 悩んだ部分である。あまりだらだらやってほしくないというところであるが、ほかに適切な文言があれば意見をもらいたい。

【窪委員】 むしろ「活発」ではないか。

【中村副会長】 同意見である。

【河崎会長】 「民主的かつ活発な議論が行われるよう」となるか。

【山本委員】 「活発で民主的な」がよいのではないか。

【河崎会長】 活発な議会運営とは、どういう意味か。

【中村委員】 いろいろな議論がされる。

【河崎会長】 一つの案としては「民主的かつ活発な議論が行われるよう議会の運営するものとする」。山本委員の案は「活発で民主的な議会運営を行うものとする」。最初に述べたほうが適切ではないか。最初に述べた案でよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 それではこの条項で仮置きする。

次の「政策形成」では、議員の研修の充実がまだ議論されていない。前回仮置きされた条文案については資料3に記載しており、「政策形成」の項目では「政策研究会」として政策研究会を設置する条文案を仮置きしているが、主語が抜けているので「議会は」と入れたい。

公明党から議員研修について条文案が提出されているので、説明をお願いしたい。

【山田委員】 議員一人一人の質の向上は大事なことである。政策立案能力等の向上のために議員研修をしっかりとやって議員一人一人が能力を高めていかなければならないといったことから、この条文を入れたい。

【中村副会長】 議員が研修をしなくてはいけないのは言われたとおりで、能力向上を図っていかなければならないが、「議員研修」という見出しは違和感がある。本来議員は自分で勉強して立候補して、市民の信任を受けて議会活動をするわけで、議会に入ってから議会に勉強させてもらおうととらえられてしまうのはどうか。議員研修をしなくてよいというわけではないが、議会が議員を研修するという表現は変えられないか。

【井上委員】 日々法改正もあり、社会情勢も変わる。特に条文案に違和感はない。

【河崎会長】 副会長は「議員研修」という言葉に違和感があるので見直したいということか。

【中村副会長】 そういうことである。内容を否定しているのではない。

【河崎会長】 「議員の活動原則」で「自らの資質の向上を図るため、不断の研鑽に努めること」と入れている。議会としては、そういう議員の研修を支援するというイメージなのではないか。例えば「政策研究会」の条文の第2項として、「議会は議員の政策立案等を支援するため研修等の充実を図るものとする」ではどうか。第2項としてこの条文を入れるなら、見出しは「政策研究等」や「政策形成」になるかと思う。

【大波委員】 議員が研修するのは政策だけでなく、全般的なものである。範囲がせまく感じる。

【山田委員】 政策立案を支援するためだけの研修ではなく、議員の資質の向上が大事で、もっと広く深く資質を向上させることを明文化したい。

【河崎会長】 神奈川ネットが提案した意図も、政策立案だけではなく、行政側の計画や制度についても全員協議会あたりで共有化を図りたいということと、審議会に参画している議員が知っていた情報を、議会図書室への資料の配架だけでなく、全員協議会で共

有化したいということで、そういったことを含めて研修、情報の共有化をする必要があると考えている。

【中村副会長】 議員研修は税金で行う。当選した人にお金をかけて勉強させる。一有権者の立場で見ると、自分でやってよと言いたくなる。研修しなくてよいということではないが、「議員研修」という見出しをつけて、研修を充実させることを基本条例で規定するのはいかがか。

【赤嶺委員】 議員全体の能力の底上げは市民にとっても重要である。議員は絶えず勉強し続けなければならない。IT研修も行うことで、IT機器を使えない人をなくすという視点も必要である。IT機器を皆が使えれば、ほかの面でコストダウンできる可能性もある。立法機能強化は議員の考え方を実現に結びつける大きなものであるので、しっかりと研修を重ねて能力を向上させることは、議会として行っていく必要がある。社会情勢等も変わっていくので、継続して行っていく必要がある。

【中村副会長】 やらなくてよいと言っているわけではない。一つの項目として条文化し、議員が研修を受けなければならない存在だと市民にアピールするのはいかがか。政務調査費もあるし議員報酬ももらっているのだから、その中から必要な本を買う、各種教室へ通うなど、やり方はいくらでもある。一つの項目として議員を教育することが議会の基本的な役割であるかのような誤解を受ける条文を入れるのは、いかがか。

【赤嶺委員】 議会の全体の能力の底上げとして、議会としてここまではやるべきだという一定のラインを示す。希望者が参加費を払うという形も考えられる。それ以上やるかどうかは個別の判断でよいのではないか。

【中村副会長】 研修をわざわざするというのを一つの項目として挙げるのは、恥ずかしいということである。有権者は一定の基準以上の人が議員をやっていることを期待する。そうではないと思ったら、その基準に達するように各自で努力しなければならない。その一環として、議会全体として情報を共有するための研修はあってもよい。「政策研究等」の第2項として規定するくらいならよいが、「議員研修」と見出しをつけて条文化することには賛成しかねる。

【佐藤委員外議員】 代表者会でiPadを導入しようという話になったとき、できない議員がいるからと反対され導入できなかった。議員への情報提供について、FAXで送るのはいかがかと事務局に聞いたところ、当初の回答は、全議員にメールで情報提供できるのならよいが、FAXとメールの併用だと手間がふえるとのことであった。現実的にこういったことがあったので、感覚としては副会長に近いが、赤嶺委員の言うこともよく理解できる。

【山田委員】 議員が各自勉強するのは当然のことだが、二元代表制で議会が力をつけるべきと議論されているが、議員に力がなく資質が低ければあり得ないことである。時代の流れに応じた事項について、議会全体としてきちんと研修をして、議員の資質を上げていくことをきちんと明文化することが必要ではないか。

【中村副会長】 言わんとすることは山田委員、赤嶺委員と同じであるが、資質を上げなければならないということは、資質が低いと言っているようなものである。倫理規定のときの議論で、ごく当たり前のことを規定すると、わざわざ規定しているのは大和市議会ではできていないと思われてしまうのであまり書かないという話になった。同様に研修はやらなければならないが、わざわざ見出しをつけて議員研修を行うと書けば、今

の議員は資質が低いから条文に規定してまでやらなければならないとアピールすることになる。

【河崎会長】 副会長の言うことももっともだが、議会基本条例をつくらなければならないこと自体、議会が本来の役割を果たせていないことからきている。その中で見栄をはる必要はない。

【山本委員】 例えば今回の地方自治法の改正など、すべてを議員個人の立場でやっていると漏れてしまう部分も出てくる。議員全員で認識しておかなければならない事項は必ず出てくる。研修という言い回しをかえればよいのではないか。

【二見委員】 「充実強化」という表現を弱めればよいのではないか。

【河崎会長】 「議員の活動原則」で「自らの資質の向上を図るため、普段の研鑽に努めること」と入れている。ただ、自らが研鑽に努めるだけでなくというところで、先ほどの第2項の条文案として「議会は、議員の議会活動を支援するため研修等の充実を図るものとする」ではどうか。

【中村副会長】 その案で結構である。「議員研修」と見出しをつけてまで規定することはない。

【河崎会長】 見出しについて、何かいい案はあるか。

【窪委員】 日本共産党は、「各常任委員会は、休会中にあっても必要に応じて委員会として情報収集と研修を行う」と提案している。行政職員は行政のプロであるから、議員がそれをすべて吸収することは現実問題として難しい。情報共有や基本的なことを研修することは必要ではないか。

【河崎会長】 条文案の内容でよいか。

【窪委員】 条文案にかかわらず、研修をすることは大事である。議員としてそんなことも知らないのかと批判する市民もいるし、市民が非常に詳しい場合もある。

【中村副会長】 研修が必要ないのではなく、一義的には自分で勉強するが、自分でカバーできないところは議会全体としての共通認識を持つため研修は必要であるが、一つの項目として書くと、あまりにもどうかということである。

【山田委員】 研修することは議員になったという責任である。書くことが恥ずかしいととらえるのはおかしいのではないか。議会がきちんと議員研修をやって議会の資質を高めていくと宣言する。きちんと明文化したほうがよい。

【中村副会長】 その意見だと少し違う。

【大波委員】 会長案でよいのではないか。

【赤嶺委員】 今、条文案はどのようになっているのか。

【河崎会長】 第1項は「議会は、政策立案や調査研究のため、政策研究会を設置することができる。」第2項は「議会は、議員の議会活動を支援するため、研修等の充実を図るものとする。」である。第2項を入れたため「政策研究会」との見出しが適切ではなくなっているので、どのようにするかである。「政策形成等」としておくか、何かよい案はあるか。

この後、議会事務局の規定を議論することになるが、この条に事務局の役割を入れてはどうかと考えている。議員の政策形成などのサポートをするのが事務局なので、ここに入れるとすっきりするのではないか。

【山本委員】 議会事務局は組織であり、組織の話と議員が能動的に行う話が一緒にな

ると違和感がある。

【窪委員】 議会事務局を規定することは必要である。議員は極端に言えば行政に関しては素人である。

【河崎会長】 他市の議会基本条例では、「議会事務局」という項目があつて、その役割などが規定されている。今提案しているのは新たに項目立てしないで、「政策形成等」の条文の流れの中で位置づけるということである。

【窪委員】 賛成である。

【井上委員】 議員研修について、公明党案そのままが良いと思うが、そのまま第2項にすればよいのではないか。

【河崎会長】 第2項に入れて、皆の意見を踏まえて現状の条文案としている。

【山田委員】 まだ合意していない。

【窪委員】 目指すところは同じである。合意したという前提で、議会事務局もこの条に位置づけることに賛成した。

【河崎会長】 公明党の提案の趣旨は、現状の条文案の中で意を尽くしていると思うが、現状の条文をどのように変えればよいか。

【大波委員】 提案の趣旨は入っているのではないか。

【河崎会長】 変わっているのは「政策立案能力等の向上のため」が「議会活動を支援するため」にである。

【窪委員】 政策立案能力についてという部分が、市民目線からして問題があるとの議論があり、会長が述べた形に変えたと認識している。

【中村副会長】 研修は政策だけの話ではなく資質のことなどいろんなことを含めてやるべきとのことで、議会活動全般に広げたほうがよいとのことでの会長案だったと思う。

【河崎会長】 政策立案能力だけでなく、地方自治法の改正や市の新たな計画などについても含めて、議会活動を支援するためとの言葉にして、範囲を広げたつもりである。

【山田委員】 政策立案能力等と「等」を入れている。支援というのはどうか。

【河崎会長】 議員の活動原則で、資質を磨くのはそれぞれの議員の責任と仮置きしている。議会自体がそこまで踏み込むよりも、議員が個人として資質を磨いているのに加えて議会もサポートする。そういうことではないか。

【事務局次長】 両論併記でどうか。

【窪委員】 基本的には全会一致でやろうということである。山田委員の案と中村副会長の考えを会長がまとめたのが会長案であり、妥協線ではないか。皆研修については否定していない。

【河崎会長】 支援との文言に違和感があるなら、代案を述べてもらえれば皆で検討したい。井上委員はどこにこだわりがあるのか。

【井上委員】 政策形成の項目であるので、ぼやかした表現より「政策立案能力等」のほうが自然ではないか。

【河崎会長】 ぼかしているのではなく、政策を立案するだけに限らず、本日議題とした地方自治法の一部改正も議員が勉強しなければならない事項であるし、審議会で審議されていることの内容などについても事前に情報を察知したい。最終的には政策立案能力なのかもしれないが、幅広く学習、情報の共有化が必要で、適宜議会として提案し、皆が研修できるような環境整備に努めるという意味である。

【井上委員】 政策形成という枠組みの中で、政策立案能力等の向上のほうがわかりやすい。「等」の中に会長が述べたことが含まれている。

【河崎会長】 政策立案能力向上のため議会が議員に研修させるというのは、副会長が述べたように踏み込み過ぎと考える。

【大波委員】 まとまらなければ両論併記でよい。

【井上委員】 現状案でよい。

【山田委員】 現状案でよい。研修は必要で明文化することも必要である。政策立案能力だけでなく、いろんな意味での資質の向上は必要である。「政策立案能力等の向上」とするか「議会活動を支援するため」とするかという違いだけである。

【河崎会長】 次の議題は議会事務局であるが、この政策形成にかかわる一連の条文の中に、議会事務局が政策立案をサポートする旨や政策法務担当を置く旨を加えるか、議会事務局との見出しを立てて規定するか、どちらにするかを議論したい。個人的には政策形成にかかわる規定の中に議会事務局も盛り込んだほうがよいと考えているが、山本委員は組織のことなので別途との意見であった。

【山本委員】 議会事務局は組織であるので、その定義という意味で別条と考える。この条は、議員の資質、政策立案能力向上に焦点を合わせたものだけにまとめるほうがよい。見出しは「政策立案能力等の向上」という表現でもよいのではないかと。

【河崎委員】 窪委員は政策形成にかかわる規定の中に盛り込んだほうがよいとの意見であった。

【窪委員】 別条でもよいが、議員の政策立案能力を向上させるためには事務局職員のサポートが必要であるので、その流れの中に規定したほうがより明確になるので、先ほど賛成した。事務局の役割はほかにもたくさんあるので、それを規定しなくてよいということではない。細かく規定する必要はなく、基本的なことだけでよい。

【大波委員】 政策形成にかかわる規定の中に入れることでよいが、事務局にはほかにもいろんな役割があると思う。

【河崎委員】 事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 言及しづらい。

【山田委員】 議会事務局は議員をサポートするための体制をつくるべきという形で、事務局としてのあり方として別条で規定するほうが自然である。

【赤嶺委員】 別条のほうが市民にわかりやすい。

【井上委員】 別条に賛成である。

【中村副会長】 新政クラブは別条に賛成である。

【河崎会長】 それではこの条は「政策形成等」と見出しをつけて、議会事務局は別条とするか。両論併記とするか。

【窪委員】 どちらに仕分けするかというだけの問題である。

【大波委員】 両論併記でよい。

【河崎会長】 この条は一たん議会事務局を入れない形で仮置きする。

【赤嶺委員】 「政策形成」で明るいみらい・やまとが提案している立法機能強化は、議員の能力の強化ももちろんだが、それをサポートするところの能力強化も入っている。例えば、事務局がサポートしきれない量の条例案が審議される場合や専門知識がある職員がいない場合などに、他の機関を利用して政策形成を図るというように、事務局だけ

でなく、もっと視野を広げて議員が政策立案できるような環境を整える必要があるという内容の提案である。このことはどこで議論すればよいか。

【河崎会長】 まさにそのことで議会事務局を政策形成等の条文に入れたいと考えた。一義的に政策形成等に寄与してもらうのは議会事務局で、その他にも専門的知見を活用するという流れを意識した。

【赤嶺委員】 議会事務局に求められているものは議会事務局の条で明文化したほうがわかりやすい。今は事務局がサポートする前提でその他がないが、その他について検討していく必要がある。事務局に確認したいが、1回の定例会で何件の条例案の策定にかかわれるか。

【事務局次長】 程度による。修正の多寡にもよるし、一概には言えない。

【河崎会長】 どれだけ完成度の高いものを議員がしてくれるかにもよるし、条項の多寡にもよる。

【事務局次長】 時間に余裕がある場合はよいが、直前に出された場合は対応できないということもある。

【窪委員】 国会議員は秘書もいるし市議会議員にも調査要請がくるが、市議会議員は自らがやらなければならない。それに対し事務局がどれだけサポートできるか。県議員は事務局職員が会派単位でサポートしている。そこまで求めるのは無理だが、どこまでなら許容できるかである。職員の智恵を借りなければならないし、職員から教えてもらうことも多い。

【河崎会長】 先ほどの条の第1項で政策研究会について規定しているが、その中で条例などを検討するときは、外部の知見を活用するということが検討材料に入ってくる。政策形成等の条に外部の知見だけを入れて別途議会事務局の条を設けると、流れや考え方が分断される。

【窪委員】 各議員に研修会の案内などがたくさん送付されるが、首都圏にいて参加しやすいので積極的に参加すべきである。そういう機会はたくさんある。

【赤嶺委員】 事務局の手が回らない場合、外部に依頼することは現状できるのか。

【議事担当係長】 現状では想定しにくい。例えば長側の法制担当は長の補助職員であるので、事務局内で対応するのが第一義である。

【事務局次長】 外部という部分では、受け皿がどの程度あるのか十分に調べてはいない。そういう受け皿があれば、外部団体に依頼することは可能である。

議会事務局の規定については、別条にしてもらえればと考える。政策形成の中で事務局がどこまでサポートができるのかということも限度があるので、事務局の条でそういう部分を入れてもらうことはよいが、今の人員では限界があるので、政策形成の中で事務局を規定するより、別条で事務局の権能等について規定してもらえればと考える。

【中村副会長】 事務局の仕事は議員の政策立案サポートだけではない。その他の事務についても規定しなければならないので、別条にしたほうがよい。

新政クラブは、議会が直接採用する法制職員を雇用すると提案しているが、すぐには無理にしても、将来的には議会事務局専任の法制職員が必要ではないか。例えば内閣法制局を退任した人に入ってもらえれば即戦力となる。将来的にはそういったことにも含みを残して、このような提案をしている。

【河崎会長】 「政策形成等」に議会事務局を含む、含まないという両論併記はしない

こととする。「政策形成等」は政策研究会、研修等の充実という2つの項で仮置きする。

11月上旬に代表者会が開かれる予定であり、そこで中間報告をするとともに、12月25日での協議会を終わらせることは少し難しいということで合意をもらうことを考えている。市側とある程度意見交換をしなければならない部分がいくつか見えてきたので、近々正副会長と事務局で市側と少し調整をしてきたいと考えている。次回の開催日まで前文をお願いしているので、よろしくをお願いしたい。

【山本委員】 年内の日程は予定どおりでよいか。

【河崎会長】 そのとおりである。ただ、この進行具合では12月25日を最終日にするのはかなり厳しい。

【山本委員】 年内は予定どおりに行い、年明けからの日程はまだ決まっていないということか。

【河崎会長】 決まっていない。早目に提案はしたい。

傍聴の方から感想等があればお願いしたい。

【傍聴者】 研修の話があったが、1期目の議員の努力は傍聴を重ねてしみじみと感じている。中村委員の意見はよく理解できるが、あらゆる経路で生きてきた方が議員になるのが通常と考える中で、スキルに高低があるのは自然なことである。議員が初めからスーパーマンであってほしいと思っていない。ものすごく不安な気持ちで出馬されて当選されていると思うし、実際に議員になってからでないで向上しないスキルもある。心ある方が自分には議員は無理だと考えトライできないといったこともあると思うが、一市民としては、スキルがなくても向上心のある心ある方に議員になってほしい。そういう期待を含めて、いい意味での研修がなされるなら、税を投じる市民としても応援したい。また、市民の民度を上げてよりよい投票率につなげるため、条例改正などに関心のある市民には、何か講習への参加を促すような機会があればと願っている。

2. その他

【河崎会長】 ほかになければ、本日は以上で終了する。

午前 11 時 58 分 閉会